

警察官を騙った特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和8年3月13日（金）

2 発生日時

令和8年3月11日午後5時40分ころから

令和8年3月12日午後6時21分ころまでの間

3 被害品

暗号資産 438万円相当

4 被害者

和歌山県橋本市高野口町内に居住する50歳代男性

5 状況

令和8年3月11日午後5時40分ころ、被害者の携帯電話機に警視庁捜査二課を騙る者から電話があり、「特殊詐欺の犯人があなた名義のキャッシュカードを持っていたためあなたを犯人グループの一員だと疑っている」などと言われ、更には、通信アプリの電話機能を介して検事と名乗る者からも、「逮捕状が出ている」などと言われたが、被害者が口座残高の調査に協力すれば、逮捕状を使わない在宅捜査の方向で裁判官と調整するという約束になりました。

その後被害者は、相手方から、口座のお金を調べるためにそのお金を暗号資産に変更する必要があるなどと言われ、確認手続き名目で、指示どおりに暗号資産口座を開設した上、その口座に現金438万円を入金して暗号資産を購入し、令和8年3月12日午後6時10分ころから同日午後6時21分ころまでの間、4回に分けて、購入した暗号資産を指定されたアドレスに送信させられ、被害にあったものです。

その後、被害者が今回のやりとりについて不審に思い、インターネットで調べてみると、詐欺の手口であることが分かり、当署に届け出たものです。

6 その他

○ 和歌山県警察では、

特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル

その話ホンマに大丈夫？かけて損なし『ちょっと確認電話』

電話番号 0120-508（これは）-878（わなや）

を開設（24時間）しています。

警察官がお金を振り込ませたり、お金を回収したりすることは絶対にありません。

そのような電話があれば、詐欺を疑って、すぐにちょっと確認電話にて確認してください。